

第40回懇話会における議事

[議事1] 令和5年度奈良県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果について

資料1：令和4年度奈良県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果について

資料2：奈良県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果について[概要]

食品衛生監視指導計画は、食品衛生法で年度ごとに策定することが規定されております。素案について懇話会でお示しし、ご意見をいただき、修正案について1ヶ月間意見募集を行い、意見募集の結果を反映し、策定しております。

本計画の基本的な方針は、食品衛生法に基づき、食品やその材料の生産から加工・流通・販売までの一連の各段階において、監視指導を行っております。

例えば、食品関係営業施設に立ち入り、衛生状況の監視指導を行ったり、食品を収去、いわゆる抜き取り検査を実施し、残留農薬や食品添加物及び食中毒菌等の検査を行っております。

食品衛生法では、中核市である奈良市は独自に計画を策定しなければならないことから、ここでは、県の監視結果概要についてご説明いたします。

資料1が詳細版、資料2が概要版になります。資料2をご覧ください。

まずは、1. 監視指導結果についてです。業種ごとに年間の目標とする監視回数を定め、それぞれの年度の達成率を示したものです。結果ですが、令和4年度は、全体的な集計で見ると、監視達成率は40.8%と計画を達成することができませんでした。原因として、令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症が全国的に流行しました。感染対策の対応や施設の休業等のため、巡回指導等を計画通りに実施することができず、目標数を下回る結果となりました。

次に、下段は食品等の収去検査の実施状況です。令和4年度は、580検体について検査を実施いたしました。

次に、2ページでございますが、こちらは、食品の検査のうち農産物等の残留農薬に係る検査について示したものでございます。

上段は、県産モニタリング、出荷前又は出荷時の生産段階の残留農薬の検査状況の推移であり、下段は、収去検査の結果、流通段階での残留農薬の検査状況です。

県産モニタリング、収去検査合わせて173検体の検査を実施しており、基準値を超過した事例はありませんでした。

次に、3ページでございますが、食品関連の相談状況については、例年同様、健康食品についての相談が最も多くなっております。健康食品に関する相談内容としまして、保健所においては、事業者の方からの表示相談が多くを占めております。

また、資料2には記載がございませんが、食中毒の発生状況については、昨年度は奈良県が1件、奈良市が1件、計2件でした。今年度は、9月末時点で、奈良県は1件、奈良市2件です。平成26年度以降、発生件数は10件以下で推移しております。

今後とも県民の生命及び健康を保護するため、計画的、効果的及び科学的な知見に基づいた監視指導の実施に努め、関係機関と連携を図り、食品等に起因する健康危害の要因を可能な限り低減させてまいります。

[議事2] 令和5年度食の安全・安心行動計画について

資料3：令和5年度奈良県食の安全・安心行動計画

お手元の添付〔資料3〕の「奈良県食の安全・安心行動計画」の1ページと2ページをご覧ください。

県では、食の安全・安心確保に関する奈良県の方針として、「なら食の安全・安心確保の推進基本方針」を平成15年12月2日に策定いたしました。これは当時学識経験者等からなる策定委員会にて立案し、計画の策定にあたってはパブリックコメント手続きを行い、県民からの意見も反映した形で策定しております。

本方針は3つの基本方針からなります。まず基本方針1ですが、「消費者への食品安全・安心の確保」です。食に関するリスクコミュニケーションなどがこれに該当します。基本方針2は、「生産から流通・消費における食品の安全確保」です。すなわち、生産から消費に至るフードチェーンにおける食品の安全確保、リスク管理です。基本方針3は、「新たな食品安全行政に対応するための体制等の充実」です。本懇話会はこの3番目の方針に基づき設置・開催しております。

毎年作成している、この「奈良県食の安全・安心行動計画」は、「なら食の安全・安心確保の推進基本方針」に基づき、実施する事業を基本方針ごとに紹介し、前年度の実績と今年度の取り組み目標を設定しています。

消費・生活安全課に関する事業を簡単にご紹介いたします。2ページをご覧ください。消費者との相互理解と意見の反映として、本懇話会と意見交換会等の開催を明記しております。

続きまして、6ページをご覧ください。「食品表示の適正化事業」について明記しております。食品表示の取組みについては、こちらに記載しております。「食品衛生監視指導計画に基づく監視結果」については、このページ及び15～16ページに記載しております。

簡単に当課の事業を紹介いたしましたが、関係各課とも昨年度の実績と今年度の目標を定め、食の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

[議事3] (1) 野迫川村のワサビについて

野迫川村のわさび組合（更新日：2021年08月19日）が村のワサビを紹介していた。野迫川村の産業課がサポートしていることである。

また、2023年6月5日（月）のNHKのならナビで、野迫川村のワサビが紹介されていた。奈良県ではワサビ栽培が野迫川しかないとのことである。名水あつてのワサビである。

奈良県として野迫川を中心にワサビの育成に力を入れることは最善と思われる。奈良県のご意見等をお伺いしたい。

【坂上委員】

（森林資源生産課）

野迫川村では、野迫川村林業研究会が中心となってワサビ田の休耕田を再生し、平成17年度からワサビの花芽摘みや根茎の収穫体験ができる「ワサビオーナー制度」をスタートさせ、ワサビの生産を行いながら都市部との交流人口の拡大を図っているところ。

県においては、野迫川村林業研究会からの依頼を受けて、県南部農林振興事務所や森林技術センターがワサビ生産についての相談や技術指導等を行っており、野迫川村と同様の取り組みに興味のある市町村からの申し出があれば、ワサビ生産についてサポートして行きたいと考えている。

[議事3] (2) 培養肉について

培養肉に関しては、賛成の意見と反対の意見がある。しかし、将来の食料不足に備えて培養肉に関する開発が着実に進んでいるのが現状である。一方、将来の食料不足に対して、昆虫食を進める動きも活発になっているがしかし、見た目の悪さ等から、まだまだ進んでいないのではと思われる。従って、培養肉の積極的な推進が最善であるのではと思われる。

本件に関して、奈良県のご見解等をお聞かせいただきたい。

【坂上委員】

（消費・生活安全課）

培養肉に関しては、現在国では薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会で現在開発事業者に対してのヒアリングが行われているところである。培養肉の安全性や衛生規制についてはまだ検討が行われているところであり、県として現状担当課はない状況である。まずは安全性などの検討が進んだ上で推進等は検討して参りたい。

[議事3] (3) 鳥インフルエンザウイルスについて

昨年度(2022年)から2023年度にかけて、多くの県で鳥インフルエンザが猛威を振るい、2023年1月の時点において、18の都道府県で殺処分が1,000万羽を超えたことが報道された(幸いにも奈良県では発生していなかったが)。これを受けて、農林水産省は都道府県の畜産担当者らが参加する会合で、養鶏場の「分割管理」を積極的に検討するよう要請したことが報道されていた(これにより、殺処分は感染が確認された鶏舎群のみになる。)

奈良県の担当者も会合に参加されたと思われるが、本件に関して、奈良県の方針等に関するご見解等をお聞かせいただきたい。

【坂上委員】

(畜産課)

養鶏場の「分割管理」については、現在農林水産省で考え方の整理がなされているところです。高病原性鳥インフルエンザ発生時には農場内の鶏全羽を殺処分等する必要がありますが、飼養衛生管理基準等に従い人、物等の動線を分け、飼養衛生管理区域を一つの農場とすることで、分割された農場の範囲で殺処分の実施が可能となり、発生時の影響を緩和することが可能となります。主に大規模農場での効果が大きいかと思えます。

本県には大規模な養鶏場はありませんが、県内養鶏場へ情報提供を行い、希望があれば実現されるよう指導・助言等を行うつもりです。

[議事3] (4) 食品ロスについて

報道によれば、農林水産省が公表した令和3年度(2021年)の食品ロス量は523万トンである(政府は2030年度までに489万トンにする目標をかかげている)。なお、食品ロス量の内訳を見ると、全体の523万トン中、事業系食品ロス量は279万トン(2020年は約275万トン)、家庭系食品ロス量は244万トン(2020年は約247万トン)となっている。これにより、事業者と家庭の食品ロス発生量はほぼ半々の割合となっていることが明らかとなっているとのことであり、事業系食品ロス(社会の仕組み)と家庭系食品ロス(個人ができること)の両面で食品ロス対策が進んでいることが伺える。

本件に関して、奈良県内では事業系食品ロス量と家庭系食品ロス量はどれくらいの量(割合)であるか等をお教えいただきたい。

【坂上委員】

(豊かな食と農の振興課)

奈良県内の食品ロス量については、令和2年度で全体として47,518トン(令和元年度は51,907トン)、このうち事業系食品ロス量が20,805トン(令和元年度は23,565トン)、家庭系食品ロス量が26,712トン(令和元年度は28,342トン)と推計している。割合にするとそれぞれ43.8%、56.2%となっており、家庭系食品ロス量が半分以上を占めていることから、消費者への啓発が重要と考え、啓発に取り組んでいるところです。

[議事3] (5) ジビエについて

有害鳥獣として駆除されている、鹿、イノシシ、などを冷凍食肉として一般のスーパーマーケットの流通にのせるための構造は模索できないでしょうか。簡単にジビエ料理が自宅で可能になればと思います。

【竹本委員】

(豊かな食と農の振興課)

野生鳥獣肉（ジビエ）は、食品衛生法で食肉処理業の許可を受けた施設で解体等を行い、食肉販売業の許可を受けた販売店等で販売されています。捕獲されたシカやイノシシのうち、食肉として利用できるのは一部であり、大量に安定した流通にのせるのが難しい状況です。県では、「ならジビエ」として、奈良県内で捕獲されたイノシシおよびニホンジカの肉で、食品衛生法等の法令を遵守した施設で処理されたものについて、県内の飲食店での利用促進を図っています。（食肉としての質・量の確保と、流通・卸における量販店等への販路確保について、今後も研究をしてまいりたいと思います。）

- ・生産面の課題：捕獲数が安定しない上、個体の状態から食肉処理される数が少ない（県調べでR3年度約2.6%）。また、令和2年に豚熱感染イノシシが県内で確認されて以降、周辺のイノシシ捕獲量及び処理量が減少。
- ・流通面の課題：量販店等へジビエを卸す中間業者が実質いない状況。現在は、ジビエの食肉処理施設が食肉販売業の許可を取って直接卸しているのが主で、経営コストがかかっている。一部、道の駅でイノシシ肉やシカ肉が販売されている（ならジビエとして販売されているかは不明）。
- ・消費面の課題：野生鳥獣の肉であり、感染症などリスク防止のため、適正な調理方法の認知拡大が必要。

[議事3] (6) 奈良県の米及び米粉消費拡大について

農水省発信の「米・米粉消費拡大推進プロジェクト」を県下にもっと広げて奈良県産の米粉の消費増を目指すためには？奈良県産米の消費拡大を期待しています。

【竹本委員】

(農業水産振興課)

農業水産振興課では、水稻の生産振興を担当しております。夏期高温障害対策、適正施肥を生産者に対して指導し、高品質米の安定生産を進めております。米粉用米の生産拡大のため、産地交付金の助成メニューを設定し生産を支援しております。

また、農業研究開発センターにおいて本県オンリーワンの酒米の品種育成に取り組んでいます。今後、種苗の登録を出願し、育成した品種を用いて産地づくりを進める予定です。

[議事3] (7) 畜産養鶏養豚小規模事業者に対する補助について

畜産養鶏養豚などが疫病に対して受ける経営被害と消費者価格の安定に向ける対策補助金だけではなく、新しい構造を促すような制度、流通形態などが、この気候変動や新型のウイルスの時代には必要ではないでしょうか？

小規模生産者が成り立つ流通なども必要だと思います。消費者として安心安全な供給に努めてくれる小規模の生産者を応援したいです。

【竹本委員】

(畜産課)

令和5年2月現在の県内の養鶏場は39戸ありますが、そのうち飼養規模3万羽以上が3戸、3万羽未満が36戸(うち、1000羽から1万羽未満は17戸)となっており、比較的小規模な養鶏場が多数を占めている状況です。このため、県の施策では大規模養鶏場に限ったものではなく、比較的小規模養鶏場も等しく支援しています。近年、世界的に飼料価格が高騰しており、畜産経営への影響が大きいことから緊急経営支援として配合飼料などの飼料費、エコフィード加熱処理にかかる燃料費に対し補助を行っています。

[議事3] (8) オーガニック野菜の流通及び休耕田問題解決について

宇陀市オーガニックビレッジ宣言の事例を県下に広く広報する手段は？

JA キャンペーンの国産デーも始まった。道の駅や、一般のスーパーに宇陀のオーガニック野菜が流通するといいなあと思います。また、生駒や奈良市、天理市など、休耕田に悩む地域の問題解決事例として情報が役立つような発信があればと思います。

【竹本委員】

(農業水産振興課)

宇陀市では令和4年度から有機農業の産地づくりに取り組んでおられ、HPでの取り組み紹介の他、学校給食での利用、近畿圏内や首都圏の商談会での販売促進、市内イベント(11/18～宇陀オーガニックビレッジフェス2023)での情報発信を行っています。宇陀市産の有機農産物は宇陀市内の道の駅や直売所の他、県内のイオンなどスーパーで取り扱われています。

また、令和5年度からは天理市でも有機農業産地づくりの取組が始まるなど県内で広がりが見られています。

[議事4] その他(1) 食品安全行政に係る情報提供について

(資料5を参照ください。)

令和4年9月の新型コロナウイルス感染症対策本部決定を受け、厚生労働省が所管する食品衛生行政のうち、食品の衛生規格基準等の食品衛生に関する規格基準の策定等(食品衛生基準行政)が令和6年度から消費者庁(食品安全行政の司令塔機能を担う)に移管されます。

今般の移管により、①科学的知見に裏打ちされた食品安全に関する啓発の推進、②販売現場におけるニーズや消費者行動等の規格・基準策定の議論へのタイムリーな反映、③国際食品基準(コーデックス)における国際的な対応への一体的な参加、が可能となり、食品衛生についての科学的な安全の確保と消費者利益の更なる増進が期待されます。

また厚生労働省に設置された「薬事・食品衛生審議会」が担っている調査審議のうち、食品衛生基準行政に係るものは、消費者庁に新設される「食品衛生基準審議会」へと移管されることとなり、食品安全基本法に定められたリスク分析の考え方の下、科学的知見に基づいた衛生規格基準を策定するという、食品安全行政の基本的な枠組みは変わりません。

県としては国の所管省庁が変わったとしても、食品安全行政へ取り組むことは変わらないと考え、引き続き消費・生活安全課にて担っていく予定です。

[議事4] その他(2) 奈良県保健医療計画について

(資料6を参照ください。)

医療計画は都道府県が、地域の実情に応じて、医療提供体制の確保を図るため、国が定める基本方針に即して策定(医療法第30条の4第1項)することとなっている。現在第7次医療計画がある。次期第8次奈良県保健医療計画(令和6~11年度)の策定については、5疾病・6事業及び在宅医療に係る医療連携体制(5つの疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)、6つの事業(救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。))について策定するが、奈良県の医療計画では前医療計画より食品部門についても食中毒など医療に係わる部門として計画に記載をしており、今回の第8次医療計画についても同様に策定していきたい。